

既存特定飲食提供施設に該当する店舗に変更があった場合や引き継いだ場合の注意事項

- 2020年(令和2年)4月1日以降、以下のQ & Aの×に該当する事由がひとつでもあった場合は、新規店舗扱いとなるため、既存特定飲食提供施設としての経過措置を受けることはできません。
※『喫煙可能室設置施設 届出書』を提出済みの店舗は、『喫煙可能室設置施設 廃止届出書』を提出してください。
- ×に該当する事由がない場合は、既存特定飲食提供施設としての経過措置を受けることができます。
※『喫煙可能室設置施設 届出書』を提出済みの店舗は、『喫煙可能室設置施設 変更届出書』を提出してください。

なお、経過措置を受けることができない場合、喫煙に関しては以下の中から選択することになります。

- ①禁煙にする
 - ②喫煙専用室を設置する（喫煙のみ可）
 - ③加熱式たばこ専用の喫煙室を設置する（飲食も可）
- 詳細は川崎市の「受動喫煙防止対策」のページをご覧ください。
URL：<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000105534.html>

【厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ & A」の5-1-2より】

Q：法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、
①事業の継続性、②経営者の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとあるが、
具体的にはどのように判断するのか。

A：具体的には以下のとおりであり、「×」に該当する事由がある場合は、新規店舗扱いとなります。

【①事業の継続性】

- 法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合
- 法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合
(例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)
- ×「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)

【②経営者の同一性】

- 経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合(※)を含む)
※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。
- 個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合
- 法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合
- 個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合
- ×個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合
- ×法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合

【③店舗の同一性】

- 同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合
- 災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合
- ×上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築(建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却し、造り直すこと)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること)といったいわゆる大規模改装を行った場合
- ※壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)を変更しない場合は、ここには該当しない。